

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成 25 年5月 20 日(月) <時 間>13:30~15:50 <場 所>職員会館2階 大会議室	<傍聴人数> 0名 <傍聴室>職員会館2階 大会議室
阿部委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 平成 25 年度第3回岸和田市自治基本条例推進委員会（第3期）

<出席者>

（自治基本条例推進委員会委員出欠状況）○は出席、■は欠席

阿 部	的 場	岸 田	黒 石	馬 場	小 南	山 中	沖 藤	櫻 井	松 本	次 井	中 村	稲 富	野 路
○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○

事務局) 西川企画調整部長、政策企画課：藤浪課長、菅本担当長、仲村主査、柿花担当員

<議題>

- ・新しい推進委員の紹介について
- ・講演「自治基本条例と市民参画」（的場先生）
- ・条例改正の検証
- ・第2期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告
- ・条例推進の方策について

<概要>

新しい推進委員の紹介について

（事務局）

団体選出による委員について、年度替りによる委員交代があったため、報告する。

前任者 木下 昌子委員 → 後任者 馬場 幸夫委員（岸和田市老人クラブ）

前任者 今給黎 広子委員 → 後任者 山中 典子委員（岸和田市PTA協議会）

1. 講演「自治基本条例と市民参画-皆さんがとっても重要な理由-」

的場副委員長から、別添資料に基づき講演。

2. 条例改正の検証

(1)自治基本条例

○推進委員会の位置づけについて 資料①～③

事務局から以下説明。

- ・資料①は、自治基本条例制定他市における、委員会の条例内の位置づけについての調査結果

である。本市条例には本委員会の名称について明記はしていない。一方、資料②の附属機関条例で、本委員会が自治基本条例の制度等の検証及び見直し等についての調査審議に関する事務を担うと明記をして、位置づけている。

●主な質疑や意見

(委員長)

本委員会は自治基本条例そのものに規定はないが、市の附属機関条例に規定されていることから、法的な問題はない。規定の仕方について、別途自治基本条例の中に名称や役割を明言した条項を設けるのかどうか、意見を伺いたい。

(委員)

他市で自治基本条例そのものに規定をしていないところは、附属機関条例での位置づけがあるということか。どちらを上位条例と捉えれば良いか。

(事務局)

規定されているのが、附属機関条例であるのか、個別条例であるのかは、市により異なる。どちらが望ましいということではない。本市の場合は、上位条例である自治基本条例に見直しの検討等が必要と表現し、附属機関条例でその会議体を明記している。

(委員長)

岸和田市の場合は、自治基本条例で常設の機関とは明記していないが、実態は常設に近い形であり、自治基本条例を広く解釈し運用している。附属機関条例では常設である旨を明記している。自治基本条例に常設の旨を明記するかどうか合わせて議論願いたい。

(委員)

常設である必要はあるが、わざわざ本条例に規定する必要はないのではないか。附属機関条例に規定がある上にさらに本条例にも重ねて規定すると、他の附属機関と比較して重く見える。現在の形でいいと考える。

(委員)

常設については、次回も必ず委員会を開催するよう建議書に含めるとよい。他の審議会と比較し、意味合いは上位かもしれないが、条例上の位置付けは、現行で問題ないと考える。

(委員)

附属機関条例に位置づけられている審議会等は、必ず作らないといけないという意味か。

(事務局)

審議会等を作って市民の方の意見を聞く場を設けるにあたっては、必ず条例に基づき設置しなければならない、ということである。中には、事例が生じた場合のみの開催とされるものもあるが、本委員会は、基本的には、常に設置をするものという位置づけである。

(副委員長)

他市の状況一覧を見ると、近年、条例が制定された市においては、条例内に審議会の名称が明記されているところも多いようである。そういう傾向があるのか。

(委員長)

傾向はあると思う。しかし附属機関を集約した条例を持っているとすれば、本条例内へは書きづらいのではないか。その上で個別条例に明記をしているということは、特段その審議会等に重きを置くという趣旨を踏まえたものかもしれない。本件は、出された意見をもとに、今後、建議に向けて方針を決めていくことにする。

○危機管理分野の条項の検討について 資料④

事務局から以下説明。

- ・ 資料④は条例制定他市における危機管理分野の条項設置状況についての調査結果である。
- ・ 250 近い自治体のうち、61 の自治体で条項設置を行い、市の役割のみを規定している。また、第2項で市民の役割まで規定しているところのごくわずかにある。
- ・ 章立てについては、個別分野でありながら市政運営の原則の中に盛り込んでいる自治体が多い。

●主な質疑や意見

(委員長)

危機管理は大事な分野であるが、条例全体の体系のどこにどう位置づけるのかが課題である。また、位置づけの仕方によっては、市民の責務まで書き込むことが難しく、うまくおさまりにくい内容との説明があったが、いかがか。

(委員)

どこに章立てするかは別にしても、このような内容がないということを改める必要があるのではないか。資料④にある上から3市のように、条例上に位置づけをしなければ、実効性はないと思う。危機管理の概念説明も条項に入れても良い。第2項には自助共助に留めず、公助も位置付けたほうがよいと思う。

(事務局)

第1期推進委員会で、自治基本条例の第3条に基づき、個別分野で基本的な政策的方向を示す条例を作るべきと建議を頂いている。その後の条例推進の中で、男女共同参画推進条例が制定された。その流れを汲むのであれば、危機管理の分野も第1期建議に沿った形で、個別条例を作っていくという方向性もあることを、申し添えておく。

(委員長)

危機管理条例というようなものを別途作るということか。

（事務局）

現状、危機管理課のそれぞれの施策は、総合計画と直接つながった状態で施策化されている。体系化するという意味では、総合計画と施策との間に危機管理の基本的な計画等が存在してもいいかと考える。

（委員）

地域では、災害時に具体的にどう避難していくかは、常に協議している。行政自身の方針はまだ不十分と聞くと、これからワークショップを開催し、検討すると聞いているので、自治基本条例に入れる必要性はあまり感じない。実際に災害が起きたら、市民の自覚も必要。個別条例を作るにしても、国・府の動向を見て、市民の声を聞いて、進めてもらいたい。現時点で焦るのはよくない。

（委員）

新しく条項を入れるのは難しいと思う。条例制定時に出された様々な個別分野の取扱いについては、集約して、前文に載せた経過もある。危機管理条例とか個別の条例に委ねた方がいいのではないかと考える。

前文では「安心」という表現もある。下位条例を作るほうが整理しやすく分かりやすい。

（委員）

危機管理条例は当然作られるべきで、さらに重要事項としてとらえて自治基本条例に盛り込んではどうかと考えている。

（委員）

危機管理というのが非常事態の概念であることから、条例への位置づけの困難さを招いているのではないかと考える。危機管理に対する施策は、市の目標として掲げられるものであろうが、具体的に条例で位置づけるというのは難しい。市民を縛りすぎるような内容であっても困る。

（委員）

危機管理とはどの範囲までの概念を想定しているのか。公衆衛生の問題、情報漏洩の問題などもある。危機管理課が個別条例を作るとなれば、地域防災に加えこれらの概念も考えるのか。また、今、自治基本条例の見直しをするとしても、危機管理は協働および参画という中身であろうし、市民の責務であり、市の職員の責務であり、実際に動かしていくのはコミュニティ活動でもあり、と全般に関わっている内容であるので、章立てを根本的に見直すことは困難と考える。個人的には、時間が許すのであれば、コミュニティ活動を念頭に置きながら、危機管理における市民や職員の責務などについて論点をおき、議論を深めたいと考える。

（事務局）

危機管理については、昨年度から部として独立したところ。津波ハザードマップの作成も取組が開始したところであり、防災以外の分野は今後検討していくと聞いている。また、地域防災計画も津波予測に基づいてこれから見直す段階と聞いている。

(委員)

市の方針を示す上で条例に位置づけるということもあると思うが、実際、資料にある他市の規定は、3.11の影響と見受ける。しかし危機管理は災害だけでない。条例改正を検討する前に、危機管理が何かを皆で共有することこそ必要。そのために、まずは、原課の情報を出してもらって進めていくべき。

(委員長)

危機管理が非常に重要との意見は一致しているが、自治基本条例でどう取り扱うかという判断は現時点では難しい。担当課にも状況を尋ね、次回委員会でまた情報提供されたい。危機管理の定義、条文の提示についても情報が必要である。

(委員)

ボランティアの立場からすれば、これまでも市の方針や社協の方針はなかった。社協は、災害時は災害ボランティアセンターが開設されるが、それもあまり知られていない。今後、社協や警察との連携の必要性を感じる。また、危機管理は広い概念である。サイバーテロ、北朝鮮のミサイル問題等総じて考えた方がよいのではないか。

(委員長)

担当課の取組も開始したところであるから、進展があればこの場で報告してもらい、進展がなければ建議に載せていく方向で考えていきたい。

○総合計画の取り扱いについて

事務局から以下説明。

- ・ 前回委員会以降、特筆すべき動きはなく今回委員会での報告事項はない。

●主な質疑や意見

(委員長)

地方自治法の改正により、総合計画が法定計画ではなく市長の決裁のみで作れるものとなった。このような市の根幹にかかる計画は自治法改正前がそうであったように、議決を経て定められる方がいいという声がよく聞かれるようになった。それに対しどう対応していくか、ということである。

(事務局)

議決は議会の専権事項ということもあり、第2期の建議では「議決を経たほうが望ましい」とトーンを控えてもいる。一方、法改正の議論が先延ばしになったこともあり、第4次総計は、改正前の自治法の規定に基づき、議決を経て定められた。引き続き議会事務局に情報提供を行っていく。

(2)住民投票条例について 資料⑤⑥

事務局から以下説明。

- ・資料⑥の住民投票条例施行規則の第 21 条第 3 項第 2 号において、本市に住民票がありながら市外の病院等に入院中の方が不在者投票を行う場合の規定があるが、本規定では投票ができない恐れがあるのではないかと、その他市からの指摘で課題が生じていたもの。
- ・入院中の方が不在者投票を希望した場合、規定上「病院等の長から不在者投票を行うことを希望する旨の申し出による」とあるが、入院中の方の希望に沿わず、病院長が希望を申し出なかった場合を想定したもの。
- ・選挙管理委員会への確認では、住民投票条例が準用することとなる市長選挙や市議会議員選挙においては、府選挙管理委員会から指定を受けている近隣病院には、市選挙管理委員会から該当者の有無を確認する体制をとっており、実務上の問題は生じないとのことであった。また、不在者投票の手続きに必要な申し出を病院側が拒否した場合でも、本人から市選挙管理委員会へ申し出があれば郵便投票に切り替え対応することができ、投票ができないという事態は回避できるとのことであった。
- ・検証の結果、住民投票条例と施行規則については、現段階で改正を必要とするような課題はないという結論に至った。

●主な質疑や意見

(委員)

選挙管理委員に就いていた経験からすると、ごく例外的な例を差している。事務局の説明にあるように、実質投票の機会が損なわれることがないということであれば問題はなく、条例の改正の必要もないのではないか。

(委員)

東京都小平市にて住民投票が実施された。しかし結果としては、投票率が成立要件を満たさず、開票されなかった。本市条例には成立要件がないため、実施しても開票されないということはない。

3. 第2期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告 資料⑦

事務局から以下報告。

- ・行政改革課への（行政手続法の改正に伴う行政手続条例の改正）の調査につき補足。前回委員会で、行政手続法の改正内容は意見公募手続き等の新設に係るものであり、その内容であれば本市では「自治基本条例」に伴う関連条例として「岸和田市意見聴取の手続きに関する条例」が制定されている為、行政手続条例の改正の必要がないという原課からの報告を行った。しかし会議後に阿部委員長から行政手続条例そのものの改正はそれでも必要であると指摘を受けた為、今回調査を行った。
- ・審議会等所管課への（審議会等の活性化）の調査につき補足。平成 25 年度から、これまで附属機関に準ずる会議体とされてきた会議体について、内容を見直すなどの整備を進め、附属機関条例に位置づけられ、審議会等の会議体の条例上の位置づけが明確となった。

●主な質疑や意見

(委員)

附属機関に位置づけられている会議体だけで、施策の進捗を検証するのは困難と思う。一方、事前に議論を醸成するような下部組織を置いても、正式に条例に位置づけられていなければ、議論されたことは、参考意見としてしか扱われないようなこともあり、ジレンマを感じる。

(委員長)

かなり難しい問題だが、判例で言えば、市長の諮問に応じて答申を出すタイプの機関は条例に定めねばならないということがある。一方、研究機関的なものや無報酬の組織であれば、審議会等とは言い難いところもある。必ずしも市民参加の組織が、条例に定めなければならないというわけでない。市民がボランティアで集まって議論することができないというわけではない。

4. 条例推進の方策について 資料⑧

事務局から以下報告。

- ・資料のうち、今年度新たに開始した取組みである 7 項目目、8 項目目につき説明。

●主な質疑や意見

(委員)

市民意識調査での自治基本条例項目であるが、PR も兼ねた設問づくりを心がけて欲しい。設問を見て条例の内容を再認識できる設問づくりが好ましい。

(委員)

出前講座について、依頼に応じて出向くということだけでなく、積極的に出向く出前講座はどうか。現在の実績等もまた教えて欲しい。

(事務局)

具体的な参加者数等の報告は次回行う。講座参加者が女性センター利用者、町会、一般企業での工場従事員と多岐に渡っており、ワークショップ等を取り入れるなど、形式を変えて取り組んだ。

(委員)

出前講座について、内容が難しいものでも市民が楽しく学べるものにして欲しい。出前講座そのものが肩の凝らないという印象（例えば寸劇など）、があれば活用する市民も増えると思う。

(委員)

市のホームページは全体的に分かりにくい。できるだけ見やすさを心がけて欲しい。

5. その他

(委員長)

次回の日程は、9月27日(金)の午後1時半からでしょうか。

(全委員)

了承。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会は終了する。

以上